

## 放課後児童クラブ<sup>(注1)</sup>を利用している多子世帯を対象にした 利用料助成事業のお知らせ

### 対象児童

クラブを利用する月の1日現在、福島市に住民登録があり、高校生<sup>(注2)</sup>から数えて**第2子以降**の児童

### 助成金額

第2子 月額 **2,000円**

第3子以降 月額 **4,000円**

左記金額と月の定額利用料を比べて低い金額が助成金額となります

### 申込対象となる世帯

対象児童がクラブを利用し、以下のすべてに該当する世帯

- 1 定期的にクラブを利用することを前提として登録していること<sup>(注3)</sup>
- 2 基準日(4月1日)現在、保護者<sup>(注4)</sup>の所得が児童手当法で定める所得制限限度額未満であること

特例給付(児童1人あたり月額5,000円)を受給されている方は対象となりません

### お手続きの流れ

【お手続きはご利用クラブを通じておこないます】

- 1 該当と思われるかたは、必要書類をご利用クラブへ提出してください。
- 2 福島市が申込書をもとに対象であるかを審査・判定します。
- 3 審査・判定の結果をご利用クラブと申込者へ通知します。
- 4 該当者は審査・判定の結果をもとにご利用クラブが示す利用料をお支払いください。

### 必要書類

【全員】

放課後児童クラブ多子世帯利用料助成申込書

【該当者のみ】

児童手当を受給していることを証明する書類(児童手当額が確認できるもの)

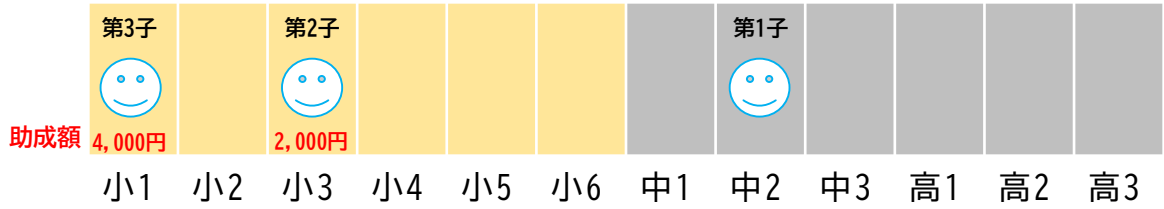
公務員のかた<sup>(注5)</sup>は勤務先で、他市町村から受給しているかたはその市町村で書類を取得し添付ください。

※必要に応じてその他の書類の提出をお願いする場合があります。

(注1) 福島市が放課後児童健全育成事業を委託しているクラブのことです。(注2) 18歳になる誕生日後の最初の3月31日までをさします。(注3) 月の定額利用料の負担が発生する世帯をさします。(注4) 対象児童の生活について必要とされる監督・保護を行っている父母またはこれに準ずる者(別世帯の者も含む)をさします。(注5) 福島市役所勤務のかたを除きます。

# 具体例

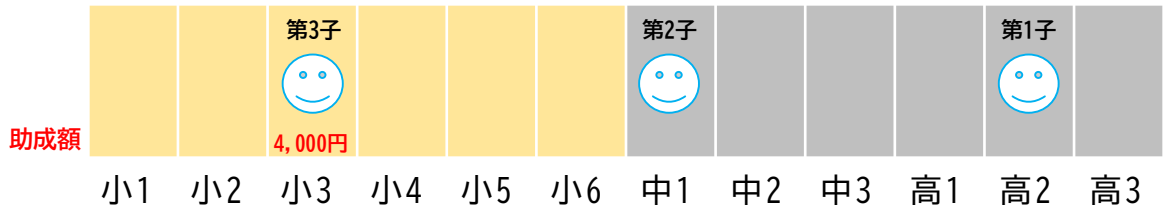
◆19歳の子1人、中学2年生1人、小学3年生1人、小学1年生1人の場合



カウント  
しません  
  
19歳

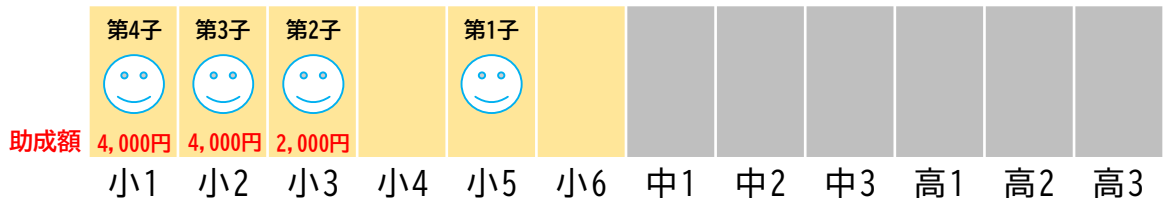
**→合計で月額6,000円助成**

◆高校2年生1人、中学1年生1人、小学3年生1人の場合



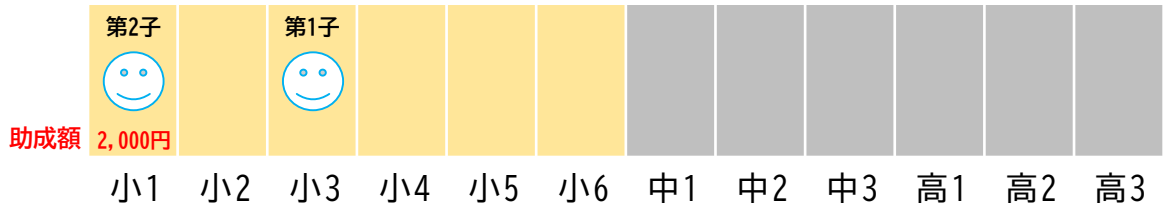
**→月額4,000円助成**

◆小学5年生1人、小学3年生1人、小学2年生1人、小学1年生1人の場合



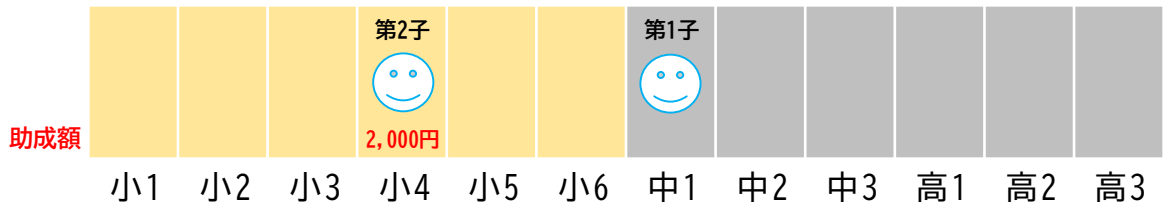
**→合計で月額10,000円助成**

◆小学3年生1人、小学1年生1人の場合



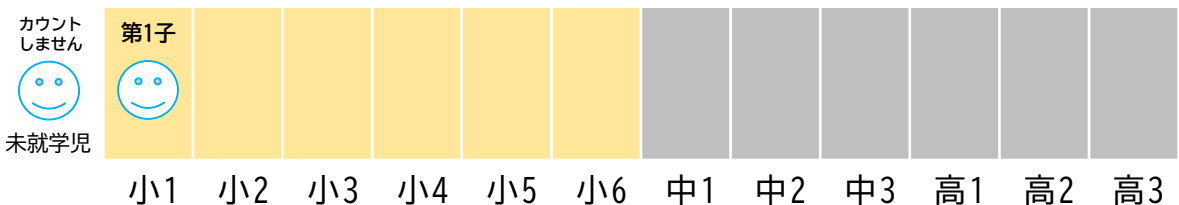
**→月額2,000円助成**

◆中学1年生1人、小学4年生1人の場合



**→月額2,000円助成**

◆小学1年生、未就学児1人の場合



**→この場合は対象となりません**